

保育園は、保護者の仕事や病気などの事情で、家庭で保育できない乳幼児を保育することを目的とする児童福祉施設です。

平成17年度保育園・児童館の入所手続きは次のとおりです。

- **受付期間**  
12月13日(月)～18日(土)
- **受付時間**  
午前8時30分～午後6時30分  
(ただし18日は正午まで)
- **受付場所**  
第1入所希望の保育園

● **申込書配布場所**  
各保育園・本庁分布室福祉事務所内子育て支援課・各支所・出張所  
※申請書を提出後、家庭状況など変更があった人はご報告ください。

● **申込書配布開始**  
12月1日(水)

- ① 自宅外で仕事をしているため、昼間、自宅で育児ができない。
- ② 自宅で家事以外の仕事をしているため、昼間、自宅

で育児ができない。  
③ 妊娠中であるか、出産して間がないため、育児ができない。

④ 病気やけが、心身に障害があり、育児ができない。  
⑤ 長い間病気の状態にあるか、心身に障害がある同居の親族を常時介護しているため、育児ができない。

⑥ 震災や風水害、火災などの復旧に当たっている。

■ **添付書類**

▼平成16年分源泉徴収票(写)・確定申告書の写し・  
▼保護者雇用証明書

■ **延長保育**

午後7時まで。希望者は申し込んでください。日額100円。

■ **一時保育**

急病・勤務の多様化などで一時的に保育が必要な乳幼児を、週3日(月13日)まで保育可能。利用料金は、4時間まで900円、4時間を超え8時間まで1,800円

■ **子育て支援センター**

子育て家庭に対する育児



長船西保育園

保育園保育料徴収金の基準額表 (平成17年4月1日～18年3月31日) (単位 円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)						
		旧邑久町・長船町区域保育園			旧牛窓町区域保育園			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳児以上	3歳未満児	3歳児	4歳児以上	
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0	0	0	0	0	
第2	第1階層を除き前年度分の市民税非課税世帯	6,000	4,000	4,000	4,800	3,200	3,200	
第3	第1階層・第6～第17階層を除き、前年度分の市民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割のみの世帯	9,500	7,500	7,500	7,900	6,300	6,300
第4	所得割が5,000円未満	所得割が5,000円以上	15,000	12,000	12,000	11,800	10,000	10,000
第5			17,000	14,000	14,000	12,200	10,400	10,400
第6	第1階層及び第2階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	0円～20,000円	20,000	17,000	16,000	16,000	13,800	13,600
第7		20,001円～40,000円	22,000	19,000	18,000	18,800	16,600	16,400
第8		40,001円～60,000円	24,000	21,000	20,000	19,200	17,000	16,800
第9		60,001円～80,000円	26,000	23,000	22,000	22,800	20,600	20,400
第10		80,001円～110,000円	28,000	25,000	24,000	23,200	21,000	20,800
第11		110,001円～140,000円	30,000	27,000	25,500	27,600	25,400	25,100
第12		140,001円～170,000円	33,000	29,000	26,500	28,200	25,800	25,300
第13		170,001円～200,000円	36,000	30,000	27,000	32,800	30,000	27,000
第14		200,001円～270,000円	39,000	31,000	27,500	33,400	30,200	27,500
第15		270,001円～350,000円	42,000	32,000	28,000	38,000	32,000	28,000
第16	350,001円～510,000円	45,000	33,000	29,000	38,600	33,000	29,000	
第17	510,001円以上	48,000	34,000	30,000	42,800	34,000	30,000	

※合併に伴う特例措置として、旧牛窓町区域保育園保育料については、5年間の調整期間が設けられていますので、毎年徴収金基準額表が変わります。したがって、平成21年度には同一基準額表に統一されます。

保育園・児童福祉施設の一覧表

施設名	平成17年4月1日現在の入所対象年齢	所在地 電話番号	特別保育事業 実施状況
牛窓ルンビニ保育園 90人 時 午前7時～午後6時 延 午後6時～午後7時	6ヵ月から就学まで(5月以降に入所する人は、入所月の初日現在の年齢)	牛窓町牛窓 4959-5 ☎34-2309	延長保育 一時保育 支援センター
あいあい保育園 45人 時 午前7時～午後6時 延 午後6時～午後7時		牛窓町鹿忍 715-2 ☎34-9330	延長保育 一時保育 支援センター
邑久保育園 140人 時 午前7時30分～午後6時30分 延 午後6時30分～午後7時		邑久町尾張 1159-1 ☎22-0089	延長保育 一時保育 支援センター
福田保育園 120人 時 午前7時30分～午後6時30分 延 午後6時30分～午後7時		邑久町福元 671-1 ☎22-0457	延長保育 支援センター
今城保育園 90人 時 午前7時30分～午後6時30分 延 午後6時30分～午後7時		邑久町向山 588-6 ☎086-942-4351	延長保育 障害児保育
玉津保育園 45人 時 午前7時30分～午後6時30分 延 午後6時30分～午後7時		邑久町尻海 2855-7 ☎24-0092	延長保育
長船西保育園 140人 時 午前7時30分～午後6時30分 延 午後6時30分～午後7時		長船町服部 277 ☎26-4401	延長保育 障害児保育
長船東保育園 95人 時 午前7時30分～午後6時30分 延 午後6時30分～午後7時		長船町牛文 729-1 ☎26-3326	延長保育 障害児保育
裳掛児童館 90人 時 午前7時30分～午後6時30分 延 午後6時30分～午後7時		邑久町虫明 960 ☎25-0769	延長保育

不安についての相談指導、子育てサークルへの支援、園庭開放などを実施し育児支援を行っています。

■ **障害児保育**

集団生活が可能で保育に

欠けている家庭の児童。(手帳所持者など)  
■ **問い合わせ先**  
福祉事務所(ゆめトピア内)  
子育て支援課 児童保育係  
☎26-5946



牛窓ルンビニ保育園